［略］

Ｇ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

［略］

２　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（159,800円×α）×Ａ｝×β＋Ｂ×β－Ｃ－Ｄ×β－Ｅ×β］×0.991－Ｆ＋Ｇ

159,800円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（159,800円×α）×Ａ、｛（159,800円×α）×Ａ｝×β、Ｂ×β、Ｄ×β、Ｅ×β及び［｛（159,800円×α）×Ａ｝×β＋Ｂ×β－Ｃ－Ｄ×β－Ｅ×β］×0.991に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

Ｃ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（ｃ＋ｄ）×β＋ｅ＋ｆ｝×0.983

［略］

［略］

Ｇ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

［略］

３　法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（Ａ×1.035）－（Ｂ×1.035）｝×α×0.991＋（Ｃ×1.070）×α＋Ｄ×0.991－Ｅ－Ｆ

Ａ×1.035、Ｂ×1.035、｛（Ａ×1.035）－（Ｂ×1.035）｝×α、｛（Ａ×1.035）－（Ｂ×1.035）｝×α×0.991、Ｃ×1.070、（Ｃ×1.070）×α及びＤ×0.991に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

（ａ×0.03）＋｛（ｂ－2,000×ｃ）×0.08＋（ｃ×60）｝＋｛（ｄ＋ｅ）－7,000×（ｆ＋ｇ）｝×0.1＋（ｆ＋ｇ）×460

（ａ×0.03）、（ｂ－2,000×ｃ）×0.08及び｛（ｄ＋ｅ）－7,000×（ｆ＋ｇ）｝×0.1に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ｇ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

Ｈ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｈに同じ。

［同左］

２　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

［｛（166,200円×α）×Ａ｝×β＋Ｂ×β－Ｃ－Ｄ×β－Ｅ×β］×0.991－Ｆ－Ｇ＋Ｈ

166,200円×αに円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（166,200円×α）×Ａ、｛（166,200円×α）×Ａ｝×β、Ｂ×β、Ｄ×β、Ｅ×β及び［｛（166,200円×α）×Ａ｝×β＋Ｂ×β－Ｃ－Ｄ×β－Ｅ×β］×0.991に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ｃ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（ｃ＋ｄ）×β＋ｅ＋ｆ｝×1.023

［同左］

［同左］

Ｇ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｇに同じ。

Ｈ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｈに同じ。

［同左］

３　法附則第七条の二第二項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（Ａ×1.037）－（Ｂ×1.037）｝×α×0.991＋（Ｃ×1.145）×α＋Ｄ×0.991－Ｅ－Ｆ

Ａ×1.037、Ｂ×1.037、｛（Ａ×1.037）－（Ｂ×1.037）｝×α、｛（Ａ×1.037）－（Ｂ×1.037）｝×α×0.991、Ｃ×1.145、（Ｃ×1.145）×α及びＤ×0.991に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

（ａ×0.03）＋｛（ｂ－2,000×ｃ）×0.08＋（ｃ×60）｝＋｛（ｄ＋ｅ）－7,000×（ｆ＋ｇ）｝×0.1＋（ｆ＋ｇ）×460

（ａ×0.03）、（ｂ－2,000×ｃ）×0.08及び｛（ｄ＋ｅ）－7,000×（ｆ＋ｇ）｝×0.1に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号